

千葉市告示第636号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和4年8月2日

千葉市長 神谷俊一

(変更)

	施 術 者		施 術 所		追加年月日
	氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
	山口 淑史	(省略)	やすらぎ治療院	千葉県市原市若宮 3-11-1	令和2年11月1日
変 更 後				千葉県市原市若宮 3-11-2	